

1.事業活動の概況

〔経済情勢と業界動向〕

2018年度のわが国経済は、年度前半は緩やかに回復したものの、年度後半は回復の動きに足踏みがみられました。個人消費は良好な雇用環境のもとで緩やかながら回復傾向を辿り、設備投資は省力化や効率化に向けた需要の高まりなどから増加傾向を維持しましたが、米中貿易摩擦の影響などによる世界経済の成長ペース鈍化を受けて、輸出、生産は年度後半にかけて弱含みました。海外経済については、年度前半は大型減税の効果もあって好調な米国をけん引役として、総じて堅調に推移しました。しかし、年度後半は米中貿易摩擦の影響などから中国の景気減速感が強まり、欧州は輸出の減速から緩慢な成長にとどまるなど、世界経済の成長ペースは鈍化しました。こうしたなか、6月、9月および12月に利上げを実施するなど金融政策の正常化を進めてきたF R B（米連邦準備理事会）や、12月に量的緩和政策を終了したE C B（欧州中央銀行）は、ともに2019年内の政策金利の据え置きを示唆するなど、金融政策の正常化に慎重なスタンスへと転換しました。日本においては、2%の物価安定目標の達成が見通せないなか、7月末に日本銀行は現行の長短金利の水準を当分の間維持するとのフォワードガイダンスを導入したほか、長期金利の変動幅拡大を容認することとしました。

金融資本市場については、当初、総じて円安、株高傾向で推移した後、10月以降は世界経済の先行き懸念の高まりを背景に株価が急落するなど不安定な動きとなりましたが、年度末にかけては次第に落ち着きを取り戻しました。長期金利の指標となる10年国債利回りについては、日本銀行が金利変動幅の拡大を容認する姿勢を示したことなどから0.15%程度まで上昇する局面もありましたが、その後の世界経済の先行き懸念の高まりを受けて2017年9月以来となるマイナス圏に沈み、期末はマイナス0.095%となりました。株価については、世界経済の先行き懸念が高まるなかでもF R Bが利上げを継続する姿勢を示したことなどから12月末にかけて大きく下落し、日経平均株価で一時19,000円を割り込みましたが、1月以降はF R Bの政策スタンスの転換や米中貿易交渉の進展期待などから値を戻し、前年度末を約200円下回る21,205円で期末を迎えました。為替レートについては、対ドルでは、12月に急速に円高・ドル安が進み、1月には薄商いのなかで瞬間的に104円台となる局面もありましたが、その後は円安・ドル高が進み、前年度末比約5円の円安となる111円程度で期末を迎えました。

生命保険業界においては、4月の標準生命表改定に

ともない、保障性商品の保険料率を改定する動きが見られました。また、長寿化や健康増進意識の高まりなどの社会環境の変化に対応して、認知症の発症に備える認知症保険や健康状態の測定結果に基づいて保険料を割り引く保険などの開発・販売が進められました。

保険販売面においては、外貨建ての貯蓄性商品や法人向け定期保険の販売に力を入れる会社も見受けられました。こうしたなか、外貨建ての貯蓄性商品については、お客さまからの苦情の増加を受けて、各社は募集補助資料を作成し実質的な利回りを表示するなどの見える化に取り組むほか、生命保険協会は全国銀行協会と改善策を検討するための連絡会を立ち上げました。また、法人向け定期保険においては、企業の節税を主目的とした商品設計や販売手法など生命保険会社としての姿勢が問われ、国税庁が課税上の公平性の観点から税務上の取扱いを見直す意向を示したことから、販売を休止する動きが広がりました。

6月には、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」が金融庁より公表されました。従来の「保険検査マニュアル」は2019年4月1日以降を目的に廃止される予定であり、検査・監督の進め方がチェックリスト型からプリンシプルベースに変わること、各社においても多様で主体的な創意工夫や横並びではない取組みが求められることとなります。この検査・監督基本方針を踏まえて「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方（コンプライアンス・リスク管理基本方針）」が10月に金融庁より公表され、リスクベースでの管理態勢へのさらなる取組みが求められております。

8月には、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」が金融庁より公表されました。また、2019年に予定されている政府間会合であるF A T F（金融活動作業部会）による第4次対日相互審査を見据え、金融庁から保険業法第128条第1項に基づき、マネー・ローンダリング等への対応状況に関する報告徴求命令が出されました。各社においては、求められる対策と現状のギャップ分析を行うなど、生命保険業界においても引き続き態勢強化を進めております。

9月に金融庁から公表された「変革期における金融サービスの向上に向けて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成30事務年度）」では、外貨建ての貯蓄性商品について、顧客自らのニーズに適った選択を行うために、販売時における適切な情報提供などの環境整備が重要との課題認識が示されました。また、2019年度における保険会社に対する取組みとして、リ

スク管理の高度化を促しつつ、資産・負債を経済価値ベースで評価する考え方を検査・監督に取り入れるとともに、経済価値ベースのソルベンシー規制について、現下の経済環境における様々な意図せざる影響にも配慮しつつ、国際資本基準に遅れないタイミングでの導入を念頭に広範な議論を行っていくことなどが示されています。

【事業の経過】

こうした経営環境のもと、当社では、経営理念である『ご契約者の利益擁護』、『社会への貢献』及び『働く職員の自己実現』に基づき、役職員一人ひとりが「もし自分がお客さまだったら」を常に想像しながら当社ならではのサービスや経験を創り出し、提供していくという「お客さま基点」をあらゆる発想や行動の原点とする『「お客さま基点」の業務運営方針』のもと、経営及び業務遂行に努めました。

また、「お客さま基点」を実践しうる人材育成への取り組みとして、「人づくり基本方針」のもと、「自発」「独創」「利他」の3要件を備える人材の育成に注力しております。

加えて、超低金利環境が長期化するなか、お客さまのニーズの変化を捉えた商品開発・販売、資産運用の高度化及びERM（統合的リスク管理）の推進に引き続き取り組んでおります。

① 100周年プロジェクト

当社は11月に創業95周年を迎えました。5年後の100周年に向けたフコク生命像である「THE MUTUAL」（ザ・ミューチュアル）というコンセプトのもと、100周年プロジェクトがスタートしました。「THE MUTUAL」とは、次の100年に向け進化させた次代の“相互扶助”のことです。そして、当社に関わるすべての人のつながりを深め支えあい真の“相互扶助”を体現する組織を目指す当社の決意でもあります。

100周年プロジェクトでは、当社の職員が全国各地の「THE MUTUAL」を探し出し、ポスター（広告）やFacebook、Webサイトなどで発信する「FIND THE MUTUAL」という活動を行ってまいります。47都道府県62支社でリレーしながら、フコク生命の職員一人ひとりが中心となり、“次代の相互扶助”とは何かを考え、模索し、発信することで、フコク生命への共感の輪を大きく広げてまいります。また、俳優の斎藤工氏がアンバサダーに就任し、自身の経験や言葉を通して「THE MUTUAL」を伝えてまいります。

② 中期経営計画

「最大たらんよりは最優たれ」をDNAとする当社においては、質を重視した経営の差別化を一貫して実践しており、2018年度が最終年度となる今中期経営計画においては「徹底した差別化でお客さまから最も評価される会社となる」をビジョンとしました。このビジョンに近づくために「持続的成長のための好循環」の構築に取り組み、「業務プロセスの質」や「職員一人ひとりの意識」を高めていくことを目指してまいりました。

「徹底した差別化でお客さまから最も評価される会社となる」というビジョンの実現は道半ばではありませんが、2016年度のスタート時から他者加入推奨意向割合の上昇、お客さま数の増加、外部調査会社による顧客満足度調査における業界内順位の上昇といった成果が表れました。一方、ES（従業員満足度）の向上をCS（お客さま満足度）の向上に結び付けていく「持続的成長のための好循環」の構築並びに、Face to Faceに拘っていくための前提となる営業職員の陣容及びコンサルティング力のさらなる強化については、引き続き課題と認識しており、2019年度から始まる次期中期経営計画においても主要テーマとして取り組んでまいります。

また、次期中期経営計画では、10年後のありたい姿である「お客さま満足度No.1の生保会社となる」という長期経営ビジョンの実現に向けた取組みも遂行してまいります。

③ 『「お客さま基点」の業務運営方針』の取組み

方針1. 「お客さま基点」の浸透・実践

役職員が日常業務に取り組む姿勢や態度を表した行動原則「私たちのお客さま基点」のもと、「お客さま基点」の浸透・実践に取り組んでおります。

2017年6月に策定した『「お客さま基点」の業務運営方針』については振返りを行い、6月に取組結果を公表し、社内にも周知徹底を行いました。

「お客さま基点」を価値観として行動できるように「気づき」や「自覚」を促すことを目的として、全職員を対象に研修を行う「お客さま基点活動」を2018年度も実施し、「お客さま基点」を最も大切にしなければならないあらゆる企業活動の原点としていくことを改めて確認しました。

コンプライアンスについては法令の遵守とのみ理解するのではなく、生命保険業の公共性を踏まえ、広く社会からの要請に応えることが「お客さま基点」に通

じるとの認識のもと、コンプライアンスに関する研修・教育を実施しました。

方針2. お客様の「声」を経営改善に活かす取組み

お客様の「声」や社会からの要請を経営に活かしていくことにより、「お客様基盤」での最優のサービスを提供し、お客様からのさらなる満足と信頼につながる活動に取り組んでおります。

具体的には、申込みや告知を画面上で行うペーパーレス手続きにより申込内容のデータ化を図ったことで、新契約成立業務が効率化され、お客様により早く保険証券をお届けすることが可能となりました。また、2018年1月に「告知入力のご案内」を作成したことに続き、4月に照会受付窓口「告知照会専用ダイヤル」を新規に設置しました。告知に関する専門知識を有するオペレーターを配置し、ご不明点に対する回答の正確性の向上を図り、正しく告知いただくためのサービス体制をさらに強化しました。

当社ホームページについては、4月に「よくあるご質問」の中で特に照会の多い内容についてチャットボットを本格導入しました。11月には、レスポンスWebデザインを導入し、タブレット、スマートフォンなどからの閲覧に対応しました。これにより、12月以降のお手続きに関する照会などのアクセス数は前年同期比1.6倍に増加しました。

毎年8月に全てのご契約者に送付している契約内容などをお知らせする冊子「フコク生命だより」は、お客様の「声」を参考に大幅刷新した結果、10月に開催された一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会が主催する「UCDAアワード2018」の生命保険分野において、特に生活者からの評価が高いコミュニケーションデザインに与えられる「アナザーボイス賞」を受賞しました。

方針3. お客様のニーズに対応した責任ある最適な保険商品・サービスの提供

主契約がなく、特約同士の自由な組み合わせにより保障内容を構築できる主力商品「未来のとびら」を中心に、お客様一人ひとりのニーズにあわせて必要な保障を必要な分だけ確保できるように柔軟性の高い商品体系の構築を進めております。

10月には、「未来のとびら」に付加できる新たな特約として、「あんしんケアダブル」（介護終身年金特約＜認知症加算型＞）を発売しました。この特約は、公的介護保険制度の要介護2以上など所定の要件に該当し

た場合に、一生涯にわたって年金を支払い、さらに所定の重度認知症に該当しているときには年金額を50%加算する仕組みとしております。これにより、介護期間が長期に及ぶ場合でも介護にかかる費用を確実にカバーすることを可能とするとともに、認知症への手厚いサポートも実現しました。

また、この特約の発売にあわせて、厚生労働省が推進する「認知症サポーターキャラバン事業」への取組みを開始しました。全国自治体等が実施する「認知症サポーター養成講座」の受講を全社で推進し、認知症について正しい知識を身につけることで、認知症高齢者等にやさしい地域づくりにも貢献できるよう努めております。

商品のご提案にあたっては、携帯情報端末「PlanDo」を活用したFace to Faceによるきめ細かなコンサルティングセールスを実践しております。「PlanDo」に搭載した提案ツール「ライフコンパス」により、ライフステージにあわせた必要保障額のシミュレーションを行いながら、お客様の状況に即した最適なプランを設計・提案するよう努めております。

企業保険分野においても、企業の福利厚生制度に関するコンサルティングを実施し、お客様の多様なニーズに応じた商品・サービスの提案を行っております。

10月には、企業・団体向け医療保険「メディカルHOP E」（新団体医療保険）を発売しました。この商品は、日帰り入院にも対応した入院保障と公的医療保険制度にリンクした手術保障を備え、さらに3大疾病に対し一時金を支払う特約を付加することにより充実した保障を提供します。一方、保険料については、従来商品よりも保障内容を充実させつつ、保険料体系を見直すことで、より加入しやすい水準に設定しました。

また、がんに対する入院給付金が倍額となる「がん入院倍額型」、保障範囲を入院のみに限定し保険料を抑えた「入院限定型」と複数の保障タイプを設け、1入院の支払限度日数についても「60日型」、「120日型」から選択できるようにしました。これらにより企業・団体の幅広い福利厚生ニーズに対してよりきめ細かな保障の設計・提案を可能としました。

方針4. お客様への情報提供の充実

商品パンフレットのほか、保険商品に関連する死亡・疾病罹患データなどの情報をシリーズ化した資料「データNAVI」や「がん基礎知識と解説」、「ちよどい安心の考え方」などの冊子を適宜ご提供し、お客様が正しい情報に基づいて保険商品を選択できるよう

努めております。

10月の新特約「あんしんケアダブル」(介護終身年金特約<認知症加算型>)の発売にあたっては、認知症についてわかりやすく解説した冊子を作成しました。若年性認知症についてのくわしい説明と認知症になったときに受けることができる公的支援など、お客さまへの有益な情報の提供にも積極的に取り組んでおります。

また、当社は相互会社として、配当還元の充実を通じてお客さまの実質的な保険料負担の軽減を図ることを重視しております。「社員配当」の仕組みなどを解説する動画を作成し、ホームページでの公開に加えて、お客さまアドバイザーが携帯する情報端末「PlanDo」を利用しお客さまとともに視聴できるようにするなど、様々な媒体を用いた情報提供に努めております。

方針5. お客さまの立場にたったアフターサービスの充実

ご加入から保険金・給付金のお支払に至るまで、あらゆるお客さまとの接点において、「お客さま基点」のもと、さらなるご安心につながるよう取り組んでおります。

お客さまにご契約いただいた後の各種お手続きの一部については、営業所で受付後に支社で処理していましたが、10月より段階的に本社で集中的に処理することにより効率化を図りました。同時に、重複していた点検項目や検印を見直すことで、事務の総作業量を削減しました。また、ご提出いただいた書類の不備等について、本社で把握できることから、不備が多い手続きを改善し、より簡潔でわかりやすい手続きにつながってまいります。

担当者が退職したお客さまに対して、定期的なアフターサービス活動を専門に行う「お客さまサービス担当」を全国に248名配置しております。7月に移動手段としてバイクに代わり約120台の軽自動車を導入しました。これにより、支社・営業所から遠方にお住まいのお客さまに対し、アフターサービスのさらなる充実を図りました。

また、お客さまの申出、解約、保険金・給付金などの手続きを正確かつ迅速に行うため、7つの重点指標を定めて取り組み、お客さま満足度向上に努めております。

前年度に、障がいをお持ちのお客さまなどへ対応する際の配慮事項を追加し、代読ルールを整備したことを踏まえ、4月に「バリアフリーガイドブック」を改訂

し、配慮が必要なお客さまへの適切な対応を実践するために全役職員に配付しました。また、毎年8月に全てのご契約者に送付している契約内容などをお知らせする冊子「フコク生命だより」の封筒に点字を表記し、視力に障がいをお持ちのお客さまが内容物を確認できるよう配慮しました。

70歳以上のお客さまからの入電について音声ガイダンスを省略して直接コミュニケーターにつながる「クイックライン」は、前年度のご利用実績を上回っており、高齢のお客さまに対するアフターサービス向上が図られております。

方針6. お客さまの利益を最優先とした資産運用の実践

超低金利環境が長期化するなか、適切なリスクテイクによって安定した収益性を維持するための取組みを強化すべく機構改正を実施しました。クレジット投資の効率化を図るため企業向け貸付と内外の社債投資の所管を集約し、リスク・リターン効率に優れた案件への投融資を拡充したほか、最近の外貨建資産の占率の高まりを踏まえ、より機動的かつ効率的なヘッジオペレーションを実現すべく専門のグループを新設し、為替リスクの適切なコントロールに努めました。

資産運用の中心である内外の公社債については、国内金利が低位にとどまるなか円貨建公社債への投資は引き続き抑制し、外貨建公社債へ資金を配分しました。外貨建公社債については、上半期は為替市場の動向を睨みながら、相対的に金利水準の高い米ドル建てを中心に為替ヘッジを付さないオープン外債を積み増しましたが、金融資本市場の先行き不透明感が一段と強まった下半期は、オープン外債の積増しを抑制し、為替ヘッジに係るコストが安価なユーロ建てのヘッジ付外債を購入したほか、既保有のオープン外債に為替ヘッジを付すなど為替リスクを圧縮しました。また、国内株式については、これまでの株価上昇による占率の高まりを受けリバランスを行う計画のもと、含み益が大幅に増加した銘柄の一部を売却しました。

加えて、国連責任投資原則(PRI)の署名機関として、収益性を確保しつつ持続可能な社会の実現に貢献するため注力しているESG投融資については、開発途上国の貧困削減を目的とする債券への投資や再生可能エネルギープロジェクトへの融資などを行いました。

また、スチュワードシップ活動については、主要投資先企業との「目的を持った対話」において、中長期的視点から状況の把握と認識の共有を図るとともに、企業価値向上に資するべく提言を行いました。対話の実

施状況や議決権の行使などについて、社外委員を委員長とする「スチュワードシップ委員会」にて審議するとともに、活動全般にわたる議論を通じスチュワードシップ活動の実効性のさらなる向上に努めました。

こうした取組みのほか、提携先であるペイデン&リゲル社をはじめとする外部運用機関へのトレーニー派遣などを通じ、機関投資家としての目利き力強化に努めるとともに、資産運用の高度化を実践しうるグローバルな視野を持った人材の育成に積極的に取り組んでおります。

資産運用収益の中心である利息及び配当金等収入については、外国株式等の配当金が減少したものの、残高の積増しなどによる外貨建公社債利息の増加などが寄与し、売買目的有価証券分を含む合計額で前年対比5億円増加の1,554億円と1992年度以来26年ぶりに過去最高を更新しました。利息及び配当金等収入が増加したほか、リバランスに伴う国内株式の売却などにより有価証券売却益が増加した一方、外貨建公社債を中心に有価証券売却損が増加したことなどから、資産運用収支は前年対比8億円増加の1,348億円となりました。

有価証券の含み益については、株価の下落などにより国内株式の含み益は減少したものの、内外金利の低下や対米ドルでの円安進行などにより公社債や外国証券の含み益が増加したことなどから、前年対比230億円増加の7,855億円となりました。また、土地の含み益は、同167億円増加の1,454億円となりました。

方針7. 利益相反の適切な管理

「利益相反管理のための基本方針」及び「利益相反管理規程」を定め、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引について適切な管理を行っております。

投資先企業に対する議決権の行使を含むスチュワードシップ活動については、より厳格な利益相反管理が必要との認識のもと、「スチュワードシップ責任を果たすにあたり管理すべき利益相反についての方針」を別途定め、お客さまの利益を第一として行動しております。

お客さまからの信頼や安心感をより確保することが求められているなか、利益相反管理の実効性や透明性を確保するよう引き続き努めてまいります。

方針8. 「お客さま基点」を実践できる人づくり

創業理念のさらなる浸透を通じ、「お客さま基点」を実践できる人づくりに取り組んでおります。具体的に

は、創業に込められた「ご契約者本位」という想いを感じ取り、この想いが脈々と受け継がれ、現在の「お客さま基点」という価値観につながっていることを意識し行動できるよう、研修の充実を図りました。あわせて、「あらためて、今の自分ができるお客さま基点の行動とは何か」を参加者に考えてもらう場づくりとして、社長自らが「お客さま基点」への想いを直接語る「車座ミーティング」を継続実施しました。

さらに、お客さまのご意向を踏まえたコンサルティングのさらなる実践に向け、ファイナンシャル・プランナー資格の取得推進を行うなど、Face to Faceの対面販売を担うお客さまアドバイザーの育成に注力しました。

また、女性活躍をはじめとし、多様な人材が活躍できるよう、ダイバーシティ（多様性）を意識した人づくりに取り組みました。

④ コンプライアンス態勢

コンプライアンスに関する社内規程を適宜見直すとともに、全役員職員に対しコンプライアンス・プログラムに基づいた実践的な教育を継続して実施するなど、コンプライアンス態勢を整備・強化しております。さらに、本社・支社・営業所の点検・指導の徹底や、各種資格取得の推進などを通して、コンプライアンス意識や知識のさらなる向上と不適正事象の防止に努めました。

10月に金融庁より公表された「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方（コンプライアンス・リスク管理基本方針）」において、リスクベースでの管理態勢へのさらなる取組みが求められており、当社においても、「内部統制システムの基本方針」を改正し、コンプライアンスが経営の根幹をなすものであるとの認識のもと、コンプライアンス・リスク管理態勢の整備や問題事象の未然防止に向けた取組みを推進してまいります。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関しては、8月に金融庁から公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」を踏まえ、求められる対策と当社における現状のギャップ分析を行いました。2019年に予定されているFATF（金融活動作業部会）への対応を見据え、今後、必要な追加対策を検討実施するなど、さらなる態勢充実に向けて取り組んでまいります。

また、反社会的勢力については、一切の関係を遮断するため取引毎に相手方が反社会的勢力に該当しないことを確認しており、引き続き反社会的勢力との取引の未

然防止を図ってまいります。

⑤ リスク管理態勢

リスク管理については、統合的な管理を行うリスク管理委員会と、保険引受リスク・資産運用リスク・事務リスク・システムリスク・大規模災害や情報漏えいなどのリスクに応じた管理を行う5つの下部各委員会及び主にストレステストとグループリスクに係る専門的な検討を行うリスク管理専門委員会による管理態勢のもと、自己資本、リスク及びリターンの一体的管理を推進しており、適切なリスクテイクによる好循環の実現を目指しております。

また、商品戦略や販売戦略、ALM（資産・負債の総合管理）戦略などの経営の意思決定に資する戦略的リスク管理を引き続き推進するとともに、外部環境の不確実性の高まりを受けて、万が一の場合の即応を念頭にリスク管理態勢の強化を図りました。具体的には、経済価値ベースの資本充足率（ESR）を四半期ごとに算定するとともに、主要な経済指標に関する感応度分析を実施し、市場環境の変化に対して機動的に対応できる態勢としました。また、長引く超低金利環境において安定した収益力を確保するためのリスクテイクにあたって、為替リスクの適切なモニタリングを行うべく、金利の変動と為替レートの変動との相関性を日次で評価・分析する態勢としました。あわせて、国内政治の混乱や米国の保護主義政策強化といった金融市場全体に影響するストレス事象について、ストーリー性のあるシナリオのもととストレステストを行うとともに想定される経営のアクションとその効果を測定し、ストレス事象発生に備えた対応について検討を行いました。さらに、サイバーセキュリティ管理態勢に係る第三者評価を実施し、そこで報告された重要度の高い発見事項及び改善提言に対して今後の対応を検討し、システムリスク管理計画に追加しました。このほか、エマージングリスクとして東京都において大規模水害が発生したケースを想定し、その影響及び発災時の対応についてまとめました。

リスクとソルベンシーの自己評価（ORSA）については、低金利下におけるリスク選好の在り方を整理し、自己資本の充実状況を踏まえて、自己資本、リスク及びリターンの一体的管理と親和性の高いサープラス型ALMを引き続き実践していくことを確認するとともに、健全性指標の充足状況やリスク・リターン効率指標の活用状況を評価しました。なお、当社が活用しているリスク・リターン効率指標である「Economic IRR」について、6月にベルリンで開催された第31回国際アク

チュアリー会議（ICA）で発表を行い、同学術委員会より高い評価を得ました。

引き続き自己資本、リスク及びリターンの一体的管理のさらなる推進とERM態勢のさらなる強化を図ってまいります。

⑥ 経営の健全性の確保及び配当還元の充実

保険会社の健全性を示す指標については、保険金等の支払余力を示すソルベンシー・マージン比率が1,189.7%、時価ベースの実質的な自己資本である実質資産負債差額が1兆7,795億円となり、十分な水準を確保しております。

保険金支払能力については、格付投資情報センターより「AA-」（格付けの方向性/安定的）、スタンダード&プアーズより「A」（アウトルック/安定的）、ムーディーズより「A2」（格付けの見通し/安定的）の格付けを取得しております。また、非依頼信用格付ではありますが、中核的な自己資本が増加基調で推移していることが評価され、日本格付研究所の格付けが「A+p」から「AA-p」に格上げとなっております。

自己資本の充実については配当還元とのバランスをみながら内部留保の積上げを第一義とし、適時、外部調達を行うことを基本方針としております。当期においては、危険準備金173億円、価格変動準備金154億円及び追加責任準備金83億円の積増しを行いました。

配当還元についてはご契約者の期待を踏まえてさらなる充実に努めており、保険料の割引ではなく保険金や給付金の支払実績等に応じた配当により、実質的な保険料負担の軽減を図っております。当社は健康志向の高まりを先取りし、入院給付金のお支払いが無い医療保険のご契約者に対する配当（健康配当）を2005年度決算より導入しており、2018年度決算では本配当の増配を実施する予定です。これにより個人保険分野の増配は7年連続となります。

⑦ コーポレートガバナンス基本方針の実行

相互会社である当社は、コーポレートガバナンス・コードの直接の対象ではありませんが、当社のコーポレートガバナンスに対する考え方及びその充実に向けた取組みを広くご理解いただくために、コーポレートガバナンス基本方針を制定しております。

当社は、実効的かつ効率的なコーポレートガバナンスを実現するために、基本方針を踏まえて取締役会の実効性評価を行うなど、ご契約者の負託に応え、保険金や給付金等を確実に支払うという責務を果たして

まいります。

〔会社が対処すべき課題〕

当社は、「ご契約者本位」という想いのもと、相互会社として創業されました。この想いは、創業以来変わらぬ経営理念である「ご契約者の利益擁護」、そして価値観である「お客さま基点」に引き継がれております。

デジタル経済が進展しIT化が進めば進むほど、人間はハイタッチ（人間的な触れ合い）を求めるようになると言われており、お客さまアドバイザーが地域に密着してFace to Faceの活動をしていくことの重要性はさらに増していくと思われまふ。当社では、この活動を通じて、「もし自分がお客さまだったら」を常に想像しながらサービスや経験を創り出し、提供していくという「お客さま基点」を徹底していくことが、結果として最大の差別化につながるものと考えております。『「お客さま基点」の業務運営方針』に基づく取組みの継続的な改善を図りながら、「お客さま基点」の実践に努めてまいります。

当社を取り巻く環境が厳しさを増すなかで、中期経営計画のビジョンである「徹底した差別化でお客さまから最も評価される会社となる」ためには、これまでどおり経営の健全性を確保していくことが不可欠であるとと考えております。特に、超低金利環境が長期化するなか、保険販売面及び資産運用面での対応は大きな課題であると認識しております。こうした認識のもと、自己資本、リスク及びリターンの一体的な管理をさらに推進し、お客さまのニーズの変化を捉えた商品開発・販売、資産運用及びリスク管理の高度化などに引き続き取り組んでまいります。

また、当社は、保険会社として「いかなることがあっても保険金等を確実にお支払いすること」が最も重要な責務であると考えております。そのためには内部留保の積上げを図るとともに必要に応じて外部からの資本調達を行うことにより、外部環境の変化に対して頑強な自己資本を構築することが必要です。同時に、お客さまの実質的な保険料負担を軽減すべく、配当還元のための充実を図ることが相互会社としての使命であると考えております。

加えて、2019年度から始まる次期中期経営計画においては、「長期経営ビジョン（お客さま満足度No.1の生保会社となる）の実現」に向け、①人口動態の変化に対応した国内市場における持続可能なビジネスモデルの構築、②他社（異業種）との連携・協業による差別化された商品・サービスの提供、③Face to Faceを引き

続き行っていくためのIT投資の3つの具体的課題に取り組んでまいります。あわせて、引き続き「持続的成長のための好循環」を作り上げることで、一時的ではなく年輪を重ねていくような着実な成長を果たしてまいります。生命保険とはお客さまの一生にわたる、さらには世代を超える約束であり、終わりのない仕事です。お客さまとの約束を守るためには、いかなることがあっても会社を存続させ、成長していく必要があります。そのためにも次期中期経営計画の取組みにより、お客さまそして保有契約を増やすことを目指してまいります。

2.決算業績の概況

【契約概況】

2018年度末保有契約高は、個人保険は22兆6,080億円（前年度末比0.7%減）、個人年金保険は2兆5,523億円（前年度末比4.4%減）、団体保険は17兆3,064億円（前年度末比1.4%増）、団体年金保険は責任準備金で2兆1,890億円（前年度末比0.4%増）となりました。

【収支概況】

経常収益では、保険料等収入は団体年金保険の保険料が減少したことにより5,256億円（前年対比7.3%減）となりました。また、資産運用収益は1,834億円（前年対比5.7%増）となり、そのうち利息及び配当金等収入は1,511億円（前年対比1.3%増）となりました。

経常費用では、保険金等支払金は4,679億円（前年対比6.6%減）、責任準備金等繰入額は364億円（前年対比18.4%減）、資産運用費用は485億円（前年対比22.6%増）、事業費は906億円（前年対比2.5%増）となりました。

この結果、経常利益は533億円（前年対比5.6%減）となりました。

経常利益に、特別利益及び価格変動準備金繰入額154億円などの特別損失を加減し、さらに法人税等合計を6億円計上した結果、当期純剰余は368億円（前年対比9.9%減）となりました。これに前期繰越剰余金などを加えて当期末処分剰余金は606億円（前年対比

6.1%減）となりました。

剰余金処分においては、社員配当準備金346億円、基金償却準備金20億円などをあわせて368億円を処分し、残額237億円を次期へ繰り越しました。

また、保険本業の収益力を示す指標の一つである基礎利益は912億円（前年対比6.4%減）となりました。

【資産・負債等の概況】

当期末の総資産は579億円増加し、6兆6,845億円（前年度末比0.9%増）となりました。このうち、有価証券は5兆5,678億円（前年度末比2.0%増）となり、貸付金は5,611億円（前年度末比5.5%減）となりました。

負債の部では、責任準備金は353億円増加し、5兆6,135億円（前年度末比0.6%増）となりました。このうち、追加責任準備金については83億円を積み増し、872億円（前年度末比10.6%増）となり、危険準備金については173億円を積み増し、2,044億円（前年度末比9.3%増）となりました。価格変動準備金は154億円を積み増し、1,112億円（前年度末比16.2%増）となりました。

純資産の部は、5,966億円（前年度末比0.9%増）となりました。

事業成績および財産の状況の推移

（単位：億円）

区 分		2017年度	2018年度
年度末契約高	個人保険	227,653	226,080
	個人年金保険	26,684	25,523
	団体保険	170,732	173,064
	団体年金保険	21,803	21,890
	その他の保険	364	366
	保険料等収入	5,672	5,256
	資産運用収益	1,736	1,834
	保険金等支払金	5,011	4,679
	資産運用費用	396	485
	経常利益	564	533
	当期純剰余	408	368
	社員配当準備金繰入額	386	346
	総資産	66,266	66,845
	責任準備金	55,781	56,135
	負債の部合計	60,351	60,879
	純資産の部合計	5,914	5,966

- (注) 1. 個人年金保険の年度末契約高については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資、年金支払開始後契約の責任準備金及び個人年金保険に付加されている定期保険特約等の金額を合計したものです。
 2. 団体年金保険の年度末契約高については、責任準備金の金額です。
 3. その他の保険の年度末契約高については、財形保険・財形年金保険・団体医療保障保険・団体就業不能保障保険・受再保険の契約高を合計したものです。

3.資産運用の概況

2018年度の資産の運用状況

①運用環境

2018年度のわが国経済は、年度前半は緩やかに回復したものの、年度後半は米中貿易摩擦の影響などによる世界経済の成長ペース鈍化を受けて、輸出や生産が弱含み、回復の動きに足踏みがみられました。海外経済については、年度前半は、大型減税の効果もあって好調な米国をけん引役として、総じて堅調に推移しました。しかし、年度後半は、米中貿易摩擦の影響などから中国の景気減速感が強まり、欧州は輸出の減速から緩慢な成長にとどまるなど、世界経済の成長ペースは鈍化しました。こうしたなか、6月、9月および12月に利上げを実施するなど金融政策の正常化を進めてきたFRB（米連邦準備理事会）や、12月に量的緩和政策を終了したECB（欧州中央銀行）は、ともに2019年内の政策金利の据え置きを示唆するなど、金融政策の正常化に慎重なスタンスへと転換しました。日本においては、2%の物価安定目標の達成が見通せないなか、7月末に日本銀行は現行の長短金利の水準を当分の間維持するとのフォワードガイダンスを導入したほか、長期金利の変動幅拡大を容認することとしました。

・債券市場では、長期金利の指標となる10年国債利回りについては、当初、0.05%程度で推移した後、日本銀行が金利変動幅の拡大を容認する姿勢を示したことや米国の長期金利上昇を背景に0.15%程度まで上昇しました。しかし10月以降は世界経済の先行き懸念の高まりを受けて欧米の長期金利が低下に転じたことなどから2017年9月以来となるマイナス圏に沈み、期末はマイナス0.09%となりました。

・株式市場では、好調な企業業績や円／ドルでの円安進行などを背景に10月に日経平均株価で24,000円台まで上昇しましたが、世界経済の先行き懸念が高まるなかでもFRBが利上げを継続する姿勢を示したことなどから12月末にかけて大きく下落し、一時19,000円を割り込みました。1月以降はFRBの政策スタンスの転換や米中貿易交渉の進展期待などから値を戻し、前年度末を約200円下回る21,205円で期末を迎えました。

・為替市場では、円／ドルは、好調な米国経済を背景とした利上げ局面の長期化観測などを受けて10月には114円台をつけましたが、世界経済の先行き懸念の高まりなどから12月に急速に円高・ドル安が進み、1月には薄商いのなかで瞬間的に104円台となる局面もありました。その後はFRBの政策スタンスの転換や米中貿易交渉の進展期待などから円安・ドル高が進み、前年度末比約5円の円安となる111円程度で期末を迎えました。円／ユーロは、ユーロ圏の景気減速やそれ

を受けたECBの政策正常化に向けたスタンスの転換、英国のEU離脱問題への懸念などを背景にユーロは弱含み、期末は124円台と前年度末比約6円の円高・ユーロ安となりました。

・欧米の債券市場では、当初2.7%台であった米国の10年国債利回りは、同国の好調な経済などを背景に10月には3.2%台まで上昇しましたが、その後は世界経済の先行き懸念の高まりなどを背景に低下基調となり、期末は2.4%程度となりました。欧州の長期金利の指標となるドイツの10年国債利回りについては、当初0.5%台でしたが、ユーロ圏の景気減速やECBの政策正常化に向けたスタンスの転換などから低下基調となり、期末はマイナス0.1%程度となりました。

②当社の運用方針

当社では、『ご契約者の利益擁護』のため、生命保険という商品の負債特性を踏まえながら、安全かつ有利の原則に従い、将来にわたって高水準の運用収益を確保していくことを資産運用の基本方針としています。

この方針のもと、時代の変化に即応できるポートフォリオを構築すべく、資産の流動性を確保しつつ、中長期的な視点から資金を配分しています。具体的には、ALM（資産・負債の総合管理）の観点から、公社債・貸付などの円金利資産を柱としつつ、それを補完し、収益性の向上を図るため、許容されるリスクの範囲内で外国証券や株式、不動産といった資産への分散投資を行っています。超低金利環境が長期化するなかでも安定した収益性を維持するため、自己資本の充実度を踏まえ、よりリスク・リターン効率に優れた投資を実践するよう努めています。

また、PRI（責任投資原則）の署名機関としてESG投融資を拡充することや、ロンドン、ニューヨーク、シンガポールの運用三拠点によるグローバルな分散投資の深化などを通じて、資産運用の高度化を図っています。

③運用実績の概況

2018年度末の一般勘定資産は、687億円増加の6兆6,129億円（前年対比1.1%増）となりました。

国内公社債については、国内金利が低位にとどまるなか、投資を抑制したことなどから、366億円減少の2兆7,820億円（前年対比1.3%減）となりました。株式については、これまでの株価上昇による占率の高まりを受けリバランスを行う計画のもと、含み益が大幅に増加した銘柄の一部を売却したことや、株価下落による評価差額の減少などから、682億円減少の6,725億円

(前年対比9.2%減)となりました。外国公社債については、上半期は為替市場の動向を睨みながら、相対的に金利水準の高い米ドル建てを中心に為替ヘッジを付さないオープン外債を積み増しましたが、金融資本市場の先行き不透明感が一段と強まった下半期は、オープン外債の積増しを抑制し、為替ヘッジに係るコストが安価なユーロ建てのヘッジ付外債を購入したほか、既保有のオープン外債に為替ヘッジを付すなど為替リスクを圧縮しました。残高の積増しに加え、海外金利の低下や対米ドルでの円安進行により評価差額が増加したことなどから、外国公社債は1,800億円増加の1兆6,144億円(前年対比12.5%増)となりました。外国株式等については、欧米の社債運用の外部委託を行ったほか、高い配当利回りが期待できる欧米企業の株式を積み増したことなどから、367億円増加の3,161億円(前年対比13.1%増)となりました。一般貸付については、超低金利により採算面で厳しい状況が続いており、317億円減少の5,048億円(前年対比5.9%減)となりました。

資産運用関係収益は、リバランスに伴う国内株式の売却などにより有価証券売却益が増加したことなどから、154億円増加の1,825億円(前年対比9.2%増)となりました。このうち、利息及び配当金等収入は、外国株式等の配当金が減少したものの、残高の積増しなどによる外国公社債利息の増加などが寄与し、売買目的有価証券分を含む合計額で5億円増加の1,554億円(前年対比0.4%増)と1992年度以来26年ぶりに過去最高を更新しました。

資産運用関係費用は、外国公社債を中心に有価証券売却損が増加したことなどから、89億円増加の485億円(前年対比22.6%増)となりました。

その結果、資産運用関係収支は64億円増加の1,339億円(前年対比5.1%増)となりました。

④資産運用における取組み

■機構改正の実施(2018年4月1日付)

超低金利環境が長期化するなか、適切なリスクテイクによって安定した収益性を維持するための取組みを強化すべく機構改正を実施しました。クレジット投資の効率化を図るため企業向け貸付と内外の社債投資の所管を集約し、リスク・リターン効率に優れた案件への投融資を拡充したほか、最近の外貨建資産の占率の高まりを踏まえ、より機動的かつ効率的なヘッジオペレーションを実現すべく専門のグループを新設し、為替リスクの適切なコントロールに努めました。

■スチュワードシップ責任への取組み

スチュワードシップ責任を果たすための取組み状況(2017年度:2017年7月~2018年6月)について、「スチュワードシップ委員会」にて審議するとともに、活動全般にわたる議論を通じスチュワードシップ活動の実効性のさらなる向上に努めました。

<主な審議事項>

- ✓主要投資先企業との対話の実施状況について
- ✓次年度のスチュワードシップ活動方針について
- ✓議決権行使結果および重要議案の賛否判断について
- ✓日本版スチュワードシップ・コードの各原則の実施状況および自己評価について
- ✓議決権行使基準の改定について

■PRI署名機関としてのESG投融資への注力

2018年度における主な取組みは以下の通りです。

環境(Environment)

環境保護を目的とする債券(グリーンボンド)への投資や、再生可能エネルギープロジェクトへの融資などを実行しました。

社会(Social)

開発途上国の貧困削減を目的とする債券への投資や、空港のコンセッション[※]事業への融資などを実行しました。

※コンセッションとは、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式

企業統治(Governance)

スチュワードシップ活動において、対話のポイントとしてESG課題を組み入れ、主要投資先企業との「目的を持った対話」(エンゲージメント)に努めているほか、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンスなどの観点を踏まえた議決権行使を行っております。

4.社員配当の状況

剰余金処分に関する決議書（121ページをご参照ください）のとおり、2018年度決算では当期末処分剰余金606億円のうち368億円を剰余金処分の対象としました。そのうちの346億円を社員配当準備金に繰り入れ、資本基盤の充実を図るために基金償却準備金20億円、損失填補準備金1億円を積み立てました。

なお、定款に定める剰余金処分対象額に占める配当準備金等の割合の下限は100分の20となっており、2018年度決算の同割合は100分の100.0となります。

生命保険の社員配当金は、保険料の計算に組み込まれた予定と実績との差益をご契約者にお支払いするものです。

個人保険・個人年金保険の社員配当金は、

- ア. ご契約後6年目から5年ごとに、あるいはご契約後3年目から毎年お支払いする「普通配当」
- イ. 普通保険約款に規定する所定の条件を満たすご契約にお支払いする「特別配当」

の2つに大別されます。

2018年度決算にもとづく社員配当

2018年度決算にもとづく社員配当率の概要は次のとおりです。

〈個人保険・個人年金保険〉

(1) 5年ごと配当契約

- ・利差配当につきましては、すえ置きとします。
- ・死差配当につきましては、2017年度決算において、「毎年の健康特別配当」に組み替えをおこなっており、2018年度決算配当率においてもゼロとします。
- ・災害および疾病関係配当につきましては、2009年4月および2016年4月発売の医療保険に対して引き上げとします。
- ・費差配当につきましては、すえ置きとします。
- ・毎年の健康特別配当につきましては、すえ置きとします。

(2) 5年ごと利差配当契約

- ・利差配当につきましては、すえ置きとします。
- ・5年ごと医療特別配当につきましては、引き上げとします。
- ・毎年の健康特別配当、5年ごと健康特別配当および5年ごと高額加算特別配当につきましては、すえ置きとします。

(3) 毎年配当契約

- ・利差配当につきましては、すえ置きとします。
- ・死差配当につきましては、すえ置きとします。
- ・災害および疾病関係配当につきましては、すえ置きとします。
- ・費差配当につきましては、すえ置きとします。

(1)、(2) および(3)において、満期契約に対する長期継続特別配当につきましては、すえ置きとします。

上記のほか、社員配当金特殊支払特則にもとづく買増保険金がある場合は、その金額をお支払いします。

〈団体年金保険〉

確定給付企業年金保険等は利差配当率を0.10%引き下げとし、その他の保険はすえ置きとします。

各保険種類の利差配当率は次のとおりです。

- ・予定利率1.30%の一般勘定取崩控除型商品（確定給付企業年金保険、新企業年金保険(H14)および厚生年金基金保険(H14)）・・・0.50%
- ・予定利率1.00%の商品（新企業年金保険、厚生年金基金保険、国民年金基金保険、団体生存保険および新団体生存保険）・・・・・・0.20%
- ・予定利率1.30%の拠出型企業年金保険(H14)・・・・・・0.20%
- ・有期利率保証型確定拠出年金保険・・・・・・0%

〈団体保険・財形保険・財形年金保険・団体医療保障保険・団体就業不能保障保険〉

すえ置きとします。

医療パック特約組立型総合保険、医療パック定期付新積立型介護保険および生存給付金付定期保険について、2018年度決算にもとづく社員配当金を例示しますと次のとおりです。

- 〈例1〉医療パック特約組立型総合保険(5年ごと配当契約)：40歳加入、10年更新型、男性、口座振替月払、
 定期保険特約 死亡保険金 2,000万円
 介護保障特約 介護保険金 300万円
 就業不能保障特約 就業不能年金 140万円
 入院日額 6,000円の10年更新型5年ごと配当付医療保険をパッケージ

ご加入年度（経過年数）	年換算保険料 （月払保険料）	継続中のご契約の配当金
2014年度（5年）	149,928 ^円 （12,494）	27,374 ^円
うち医療保険	30,744 ^円 （2,562）	7,969 ^円

過去5年間に入院給付金のお支払いがないご契約の例示です。

- 〈例2〉医療パック定期付新積立型介護保険(5年ごと利差配当契約)：40歳加入、60歳払込満了、10年更新型定期保険特約、男性、口座振替月払、
 保険料払込中 死亡保険金 3,000万円 + 新積立型介護保険の死亡給付金
 保険料払込満了後 介護保険金 50万円
 入院日額 6,000円の10年更新型5年ごと配当付医療保険をパッケージ

ご加入年度（経過年数）	年換算保険料 （月払保険料）	継続中のご契約の配当金
2009年度（10年）	172,824 ^円 （14,402）	82,182 ^円
うち医療保険	30,816 ^円 （2,568）	10,419 ^円

過去5年間に入院給付金のお支払いがないご契約の例示です。

- 〈例3〉生存給付金付定期保険(毎年配当契約)：20歳加入、15年満期、女性、口座振替月払、
 死亡保険金 1,000万円(主契約300万円、定期保険特約700万円)

ご加入年度（経過年数）	年換算保険料 （月払保険料）	満期を迎える ご契約の配当金
2004年度（15年）	102,552 ^円 （8,546）	11,413 ^円

配当金のほかに、生存給付金として30万円をお支払いします。保険期間中に入院見舞金のお支払いがないご契約については、無事故給付金として18,000円をお支払いします。

(注)経過年数とは2019年度の契約応当日における経過を示します。

2018年度決算にもとづく2019年度支払いの配当金(前記の例1、例2および例3)の計算方法は次のとおりです。

(1)5年ごと配当契約(例1および例2の医療保険部分)

①利差配当

責任準備金に次の配当率を乗じた金額。

2018, 2017, 2016, 2015, 2014年度決算	
2014年度契約	0.50%
2009年度契約	0.25%

②危険差配当

a. 死差配当

更新前後で区分した配当体系のもと、危険保険金に被保険者の年齢・性別に応じた配当率を乗じた金額。

b. 災害および疾病関係配当

入院日額に保険種類、被保険者の年齢・性別および入院給付金の支払有無に応じた配当率を乗じた金額。

③費差配当

保険金または年金年額、入院日額に次の配当率を乗じた金額。 0.00%

④毎年の健康特別配当

契約日が2018年4月1日以前のご契約に対して、更新前後で区分した配当体系のもと、保険金に保険種類および被保険者の年齢・性別に応じた配当率を乗じた金額。

配当金は各年度ごとに①、②および③の合計額を割り振り、利息を加えて通算し、④を合算した金額です。ただし、合算した金額がマイナスとなる場合はゼロとします。

(2)5年ごと利差配当契約(例2の定期付新積立型介護保険部分)

①利差配当

各年度ごとに、責任準備金に次の配当率を乗じた金額を割り振り、これに利息を加えて合計した金額。

2018, 2017, 2016, 2015, 2014年度決算	
2009年度契約	0.25%

②特別配当

次のa、b、cおよびdの合計額。

a. 5年ごと健康特別配当

2019年度に5年ごとの応当日を迎えるご契約に

対して、更新前後で区分した配当体系のもと、保険金に生命表、被保険者の年齢・性別および経過年数に応じた配当率を乗じた金額。

b. 5年ごと医療特別配当

2019年度に5年ごとの応当日を迎える医療保障契約に対して、過去5年間に入院給付金のお支払いがない場合に、入院日額に保険種類および被保険者の年齢・性別に応じた配当率を乗じた金額。

c. 毎年の健康特別配当

契約日が2018年4月1日以前のご契約に対して、更新前後で区分した配当体系のもと、保険金に保険種類、生命表および被保険者の年齢・性別に応じた配当率を乗じた金額。

d. 5年ごと高額加算特別配当

2019年度に5年ごとの応当日を迎える、保険金額3,000万円以上かつ主契約が保険料払込中のご契約に対して、保険金に次の配当率を乗じた金額。

保険金額10万円につき	0円
-------------	----

①および②を合算し、マイナスとなる場合はゼロとします。

③満期契約に対する長期継続特別配当

主契約の契約日が1996年4月2日以降の満期を迎えるご契約に対して、定期保険特約の年換算保険料に次の配当率を乗じた金額。

2009年度契約	10%
----------	-----

(3) 毎年配当契約(例3)

①利差配当

責任準備金に次の配当率を乗じた金額。

2004年度契約	0.40%
----------	-------

②危険差配当

a. 死差配当

更新前後で区分した配当体系のもと、危険保険金に保険種類、生命表、被保険者の年齢・性別および配当回数の区分に応じた配当率を乗じた金額。

b. 災害および疾病関係配当

特約保険金および入院日額に保険種類、被保険者の年齢・性別に応じた配当率を乗じた金額。

③費差配当

次のa、bおよびcの合計額。

a. 保険金に次の配当率を乗じた金額。

2004年度契約

保険金額100万円につき	
生存給付金付定期保険部分	133円
定期保険特約部分	100円

b. 保険金額が2,000万円を超過する部分に対して、配当回数に応じた金額。

c. 2019年度に5年ごとの応当日を迎えるご契約に対して、保険金額が2,000万円を超過する部分に、保険金額10万円につき30円を乗じた金額。

①、②および③を合算し、マイナスとなる場合はゼロとします。

④満期契約に対する長期継続特別配当

主契約の契約日が1996年4月2日以降の満期を迎えるご契約に対して、定期保険特約の年換算保険料に次の配当率を乗じた金額。

2004年度契約	35%
----------	-----

上記のほかに、社員配当金特殊支払特則にもとづく買増保険金がある場合は、その金額をお支払いします。

【ご参考】2017年度決算にもとづく社員配当

2017年度決算では当期末処分剰余金645億円のうち408億円を剰余金処分の対象としました。そのうちの386億円を社員配当準備金に繰り入れ、資本基盤の充実を図るために基金償却準備金20億円、損失填補準備金1億円を積み立てました。

なお、定款に定める剰余金処分対象額に占める配当準備金等の割合の下限は100分の20となっており、2017年度決算の同割合は100分の100.1となります。

2017年度決算にもとづく社員配当率の概要は次のとおりです。

〈個人保険・個人年金保険〉

(1)5年ごと配当契約

- ・利差配当につきましては、すえ置きとします。
- ・死差配当につきましては、新設の「毎年の健康特別配当」に組み替えます。
- ・災害および疾病関係配当につきましては、すえ置きとします。

- ・費差配当につきましては、すえ置きとします。
- ・毎年の健康特別配当を新設し、死差配当を本特別配当に組み替えたうえで配当率を引き上げます。本特別配当は、2018年4月の料率改定をふまえ、契約日が2018年4月1日以前の更新前のご契約を対象に、改定前後の予定死亡率の差相当を毎年還元することで、公平性を確保するものです。

(2)5年ごと利差配当契約

- ・利差配当につきましては、すえ置きとします。
- ・毎年の健康特別配当につきましては、2018年4月の料率改定をふまえ、契約日が2007年4月1日以前の更新前のご契約を対象に配当率を引き上げ、2007年4月2日以降2018年4月1日以前の更新前のご契約については新たに本特別配当の対象に加え、公平性を確保します。

- ・5年ごと医療特別配当、5年ごと健康特別配当および5年ごと高額加算特別配当につきましては、すえ置きとします。

(3) 毎年配当契約

- ・利差配当につきましては、すえ置きとします。
- ・死差配当につきましては、2018年4月の料率改定をふまえ、更新前のご契約を対象に配当率を引き上げ、公平性を確保します。ただし、主契約の予定利率が3%以上の契約(1996年4月1日以前の契約)についてはすえ置きとします。
- ・災害および疾病関係配当につきましては、すえ置きとします。
- ・費差配当につきましては、すえ置きとします。

(1)、(2)および(3)において、満期契約に対する長期継続特別配当につきましては、すえ置きとします。

上記のほかに、社員配当金特殊支払特則にもとづく買増保険金がある場合は、その金額をお支払いします。

〈団体保険・団体年金保険・財形保険・財形年金保険・医療保障保険(団体型)・団体就業不能保障保険〉

すえ置きとします。

特約組立型総合保険、医療パック特約組立型総合保険、医療パック定期付新積立型介護保険および定期付終身保険について、2017年度決算にもとづく社員配当金を例示しますと次のとおりです。

〈例1〉特約組立型総合保険(5年ごと配当契約)

2017年度加入(経過1年)、男性、口座振替月払、
 定期保険特約 死亡保険金 2,000万円
 介護保障特約 介護保険金 300万円
 就業不能保障特約 就業不能年金 140万円

ご加入年齢	年換算保険料 (月払保険料)	継続中のご契約の配当金
30歳	86,724 ^円 (7,227)	3,400 ^円
40歳	119,184 ^円 (9,932)	6,000 ^円
50歳	214,728 ^円 (17,894)	18,400 ^円

保険期間は、30歳加入契約は15年、40歳および50歳加入契約は10年。

〈例2〉医療パック特約組立型総合保険(5年ごと配当契約)：40歳加入、

10年更新型、男性、口座振替月払、
 定期保険特約 死亡保険金 2,000万円
 介護保障特約 介護保険金 300万円
 就業不能保障特約 就業不能年金 140万円
 入院日額 6,000円の10年更新型5年ごと配当付医療保険をパッケージ

ご加入年度(経過年数)	年換算保険料 (月払保険料)	継続中のご契約の配当金
2013年度(5年)	149,928 ^円 (12,494)	28,416 ^円
うち医療保険	30,744 ^円 (2,562)	6,607 ^円

過去5年間に入院給付金のお支払いがないご契約の例示です。

〈例3〉医療パック定期付新積立型介護保険(5年ごと利差配当契約)：40歳加入、60歳払込満了、

10年更新型定期保険特約、男性、口座振替月払、
 保険料払込中 死亡保険金 3,000万円 + 新積立型介護保険の死亡給付金
 保険料払込満了後 介護保険金 50万円
 入院日額 6,000円の10年更新型新医療保険(120日型、無事故給付金有)をパッケージ

ご加入年度(経過年数)	年換算保険料 (月払保険料)	継続中のご契約の配当金
2008年度(10年)	174,984 ^円 (14,582)	78,465 ^円
うち医療保険	32,976 ^円 (2,748)	6,701 ^円

過去5年間に入院給付金のお支払いがないご契約の例示です。
 配当金のほかに、医療保険については無事故給付金として30,000円をお支払いします。

〈例4〉定期付終身保険(毎年配当契約)：30歳加入、60歳払込満了、

20年更新型定期保険特約、男性、口座振替月払、
 保険料払込中 死亡保険金 3,000万円
 保険料払込満了後 死亡保険金 200万円

ご加入年度(経過年数)	年換算保険料 (月払保険料)	継続中のご契約の配当金
1998年度(20年)	143,304 ^円 (11,942)	147,419 ^円

(注)経過年数とは2018年度の契約応当日における経過を示します。

2017年度決算にもとづく2018年度支払いの配当金(前記の例1、例2、例3および例4)の計算方法は次のとおりです。

(1)5年ごと配当契約(例1および例2)

①利差配当

責任準備金に次の配当率を乗じた金額。

2017年度決算

2017年度契約 0.50%

2017, 2016, 2015, 2014, 2013年度決算

2013年度契約 0.50%

②危険差配当

a. 死差配当

「毎年の健康特別配当」に組み替え。

b. 災害および疾病関係配当

入院日額に保険種類、被保険者の年齢・性別および入院給付金の支払有無に応じた配当率を乗じた金額。

③費差配当

保険金または年金年額、入院日額に次の配当率を乗じた金額。 0.00%

④毎年の健康特別配当

契約日が2018年4月1日以前のご契約に対して、更新前後で区分した配当体系のもと、保険金に保険種類および被保険者の年齢・性別に応じた配当率を乗じた金額。

配当金は各年度ごとに①、②および③の合計額を割り振り、利息を加えて通算し、④を合算した金額です。ただし、合算した金額がマイナスとなる場合はゼロとします。

(2)5年ごと利差配当契約(例3)

①利差配当

各年度ごとに、責任準備金に次の配当率を乗じた金額を割り振り、これに利息を加えて合計した金額。

2017, 2016, 2015, 2014, 2013年度決算

2008年度契約 0.25%

②特別配当

次のa、b、cおよびdの合計額。

a. 5年ごと健康特別配当

2018年度に5年ごとの応当日を迎えるご契約に対して、更新前後で区分した配当体系のもと、

保険金に生命表、被保険者の年齢・性別および経過年数に応じた配当率を乗じた金額。

b. 5年ごと医療特別配当

2018年度に5年ごとの応当日を迎える医療保障契約に対して、過去5年間に入院給付金のお支払いがない場合に、入院日額に保険種類および被保険者の年齢・性別に応じた配当率を乗じた金額。

c. 毎年の健康特別配当

契約日が2018年4月1日以前のご契約に対して、更新前後で区分した配当体系のもと、保険金に保険種類、生命表および被保険者の年齢・性別に応じた配当率を乗じた金額。

d. 5年ごと高額加算特別配当

2018年度に5年ごとの応当日を迎える、保険金額3,000万円以上かつ主契約が保険料払込中のご契約に対して、保険金に次の配当率を乗じた金額。

保険金額10万円につき 0円

①および②を合算し、マイナスとなる場合はゼロとします。

③満期契約に対する長期継続特別配当

主契約の契約日が1996年4月2日以降の満期を迎えるご契約に対して、定期保険特約の年換算保険料に次の配当率を乗じた金額。

2008年度契約 10%

(3)毎年配当契約(例4)

①利差配当

責任準備金に次の配当率を乗じた金額。

1998年度契約

△1.05%

②危険差配当

a. 死差配当

更新前後で区分した配当体系のもと、危険保険金に保険種類、生命表、被保険者の年齢・性別および配当回数の区分に応じた配当率を乗じた金額。

b. 災害および疾病関係配当

特約保険金および入院日額に保険種類、被保険者の年齢・性別に応じた配当率を乗じた金額。

③費差配当

次のa、bおよびcの合計額。

a. 保険金に次の配当率を乗じた金額。

1998年度契約

保険金額10万円につき

終身保険部分 30円

定期保険特約部分 15円

b. 保険金額が2,000万円を超過する部分に対して、
配当回数に応じた金額。

c. 2018年度に5年ごとの応当日を迎えるご契約に
対して、保険金額が2,000万円を超過する部分に、
保険金額10万円につき30円を乗じた金額。

①、②および③を合算し、マイナスとなる場合は
ゼロとします。

④満期契約に対する長期継続特別配当

主契約の契約日が1996年4月2日以降の満期を迎
えるご契約に対して、定期保険特約の年換算保険
料に次の配当率を乗じた金額。

1998年度契約 85%

上記のほかに、社員配当金特殊支払特則にもとづく
買増保険金がある場合は、その金額をお支払いします。

5.直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	867,736	814,323	743,169	749,706	718,300
経常利益	96,877	60,344	54,113	56,469	53,315
基礎利益	93,183	92,329	88,938	97,495	91,292
当期純剰余	69,043	41,551	36,674	40,868	36,834
基金の総額	116,000	116,000	116,000	116,000	116,000
総資産	6,611,952	6,489,815	6,565,647	6,626,609	6,684,576
うち特別勘定資産	83,004	79,065	75,678	82,347	71,585
責任準備金残高	5,475,030	5,484,362	5,533,544	5,578,187	5,613,583
貸付金残高	763,900	693,680	627,722	593,734	561,138
有価証券残高	5,240,955	5,091,762	5,369,678	5,458,790	5,567,876
ソルベンシー・マージン比率	1,169.3%	1,321.8%	1,214.8%	1,081.2%	1,189.7%
剰余金処分対象額に占める 配当準備金等の割合	88.7%	99.7%	100.2%	100.1%	100.0%
従業員数	12,677名	12,720名	12,644名	12,654名	12,689名
保有契約高	43,234,459	43,173,141	43,102,531	42,507,060	42,466,826
個人保険	23,684,612	23,417,479	23,160,629	22,765,349	22,608,066
個人年金保険	2,871,819	2,783,347	2,790,329	2,668,498	2,552,318
団体保険	16,678,027	16,972,315	17,151,572	17,073,212	17,306,441
団体年金保険保有契約高	2,123,246	2,118,918	2,156,760	2,180,382	2,189,002

(注) 1. 基金の総額には、基金償却積立金を含んでいます。

2. 剰余金処分対象額に占める配当準備金等の割合とは、保険業法施行規則第30条の4の規定により計算した金額に占める社員配当準備金及び社員配当平衡積立金に積み立てる金額の合計額の割合です。

3. 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。

なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資、年金支払開始後契約の責任準備金及び個人年金保険に付加されている定期保険特約等の金額を合計したものです。

4. 団体年金保険保有契約高については、責任準備金の金額です。